

甲南大学法科大学院規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、甲南大学専門職大学院規則（以下「専門職大学院規則」という。）に基づき、法学研究科（以下「法科大学院」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 法科大学院は、本大学が経済界に有為な人材を育成してきた伝統を活かして、「法の支配」を原理とし、日本の社会経済をリードするため、広い意味での「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹の養成を主な目的とする。

2 法科大学院における教育研究の目的は、前項に定める、高度の職業人である法曹養成の目的を達成し得るよう、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる法曹の養成を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

(自己評価等)

第2条 法科大学院の自己点検及び評価については、専門職大学院規則の定めるところによる。

(法科大学院の課程)

第3条 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための高度の専門性をもつ深い学識及び卓越した能力を培う教育を行うことを目的とする。

(標準修業年限)

第4条 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

(在籍期間)

第5条 法科大学院の在籍期間は、休学期間を含め6年を超えることができない。

(長期履修)

第5条の2 法科大学院は、学生が、職業を有している等の事情により、第4条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 前項の規定により長期履修を認めることのできる履修期間は、2年とする。

3 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教員組織

(教員組織)

第6条 法科大学院における授業及び指導は、法科大学院の専任の教授、准教授、講師、助教及びみなし専任教員（以下「法科大学院専任教員」という。）と法科大学院以外に所属する本学専任教員及び非常勤教員が、これを担当する。

2 前項の法科大学院専任教員のうち相当数は、専攻分野における法律実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下「実務家教員」という。）とする。

3 実務家教員は、常勤の実務家教員又は年間6単位以上の授業を担当し、かつ、実務基礎教育を中心にカリキュラム編成等の運営に責任を持つ常勤でない専任の実務家教員（みなし専任教員）とする。

4 第1項に規定する非常勤教員は、派遣検察官教授、派遣裁判官教授、兼任教授及び特別講師とする。

5 採用及び昇任に関する規程は、別に定める。

第3章 運営組織

(法科大学院教授会)

第7条 法科大学院の管理運営に関する事項を審議するため、法科大学院教授会を置く。

2 法科大学院教授会に関する規程は、別に定める。

(法科大学院長)

第8条 法科大学院に研究科長（以下「法科大学院長」という。）を置く。

2 法科大学院長候補者の選出等に関する規程は、別に定める。

(委員会)

第8条の2 法科大学院に次の委員会を設置する。

(1) FD委員会

(2) 人事政策委員会

(3) 教務委員会

(4) 自己点検・評価委員会

(5) 入学試験実施委員会

(6) 入学試験検証委員会

(7) 情報公開委員会

(8) 広報委員会

(9) 就職支援委員会

2 各委員会の運営細則は、別に定める。

(FD委員会)

第8条の3 法科大学院のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が継続的に実行されるよう、FD委員会を置く。

2 FD委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 FD委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) FD活動の企画立案

(2) FD活動に関する情報の収集と提供

(3) FD活動の評価

(4) その他FD活動に必要な事項

5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

(人事政策委員会)

第8条の4 法科大学院の人事政策に関することを検討するため、人事政策委員会を置く。

2 人事政策委員会は、法科大学院教授会において各分野から若干名ずつ選出された委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 人事政策委員会の任務は、人事政策全般及びこれに関するその他の事項とする。

5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

(教務委員会)

第8条の5 法科大学院の教務に関する業務を遂行するため、教務委員会を置く。

2 教務委員会は、法科大学院教授会において各分野から若干名ずつ選出された委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 教務委員会の任務は、教務及びこれに関するその他の事項とする。

5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

(自己点検・評価委員会)

第8条の6 法科大学院の自己点検・評価を実施するため、自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 自己点検・評価委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 教育研究に関する活動状況の調査
- (2) 組織、施設・設備、管理運営の状況に関する調査
- (3) 自己点検・評価にかかる報告書の作成
- (4) その他自己点検・評価に必要な事項

5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

(入学試験実施委員会)

第8条の7 法科大学院の入学試験実施に関する業務を遂行するため、入学試験実施委員会を置く。

2 入学試験実施委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 入学試験実施委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 入学試験実施に関する計画の策定
- (2) 入学試験要項の作成
- (3) 選考会議資料の作成
- (4) その他入学試験実施に必要な事項

5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

(入学試験検証委員会)

第8条の8 法科大学院の入学試験制度の検証を行うため、入学試験検証委員会を置く。

2 入学試験検証委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 入学試験検証委員会の任務は、入学試験制度の検証と改善の提案及びこれに関するその他の事項とする。

5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

(広報委員会)

第8条の9 法科大学院の広報活動及び在学生・修了生の就職支援に関する事項を取り扱うため、広報委員会を置く。

2 広報委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 広報委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 広報活動の企画、実施
- (2) その他広報活動に関する事項

5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

(就職支援委員会)

第8条の10 法科大学院の在学生および修了生の就職支援に関する事項を取り扱うため、就職支援委員会を置く。

2 就職支援委員会の委員は、広報委員が兼任し、委員長は広報委員会委員長が兼務する。

3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

- 4 就職支援委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 企業訪問等就職支援につながる諸活動
 - (2) その他就職支援活動に関する事項
- 5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。
(その他の委員会)

第8条の11 法科大学院長は、必要あるときは、法科大学院教授会の審議に基づき、第8条の2に定める委員会以外の委員会を設けることができる。

- 2 前項の規定により設けられる委員会は、法科大学院教授会において選出された委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。

第3章の2 企業法務研究所

(企業法務研究所)

第8条の12 法科大学院に企業法務研究所を置く。

- 2 企業法務研究所に関する内規は、別に定める。

第4章 収容定員

(収容定員)

第9条 法科大学院の収容定員は、次のとおりとする。

名称	入学定員	収容定員
法学研究科法務専攻	20名	60名

第5章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第10条 学年・学期及び休業日については、専門職大学院規則の定めるところによる。

第6章 教育方法等

(教育課程)

第11条 法科大学院は、その目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

(少人数授業)

第12条 法科大学院が一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数とするものとする。

(教育方法等)

第13条 法科大学院の教育方法等は、専門職大学院規則の定めるものの他、既修者、未修者の区別、各科目の配当年次に留意し、段階的重層的学習の効果等を考慮して、講義、質疑応答、起案等の適切な組み合わせによって行うものとする。

(授業科目の基準、単位数及び履修方法)

第14条 法科大学院で開設する授業科目は、法律基本科目（公法系科目、民事系科目、刑事系科目）、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目とする。

- 2 前項の授業科目の内容、単位数及び履修方法は、別表第1に定める。

第15条 学生は、在学期間中に法科大学院所定の授業科目について良好な成績により所定の単位を修

得しなければならない。

(単位の認定)

第16条 授業科目を履修した者に対しては、筆記試験、報告等により、その合格者に単位を与えるものとする。

2 単位修得の認定は、学期末又は学年末に行う。

(成績の区分)

第17条 各授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可及び認定の6種とし、秀・優・良・可・認定を合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第18条 法科大学院の成績評価基準等の明示は、専門職大学院規則の定めるところによる。

(履修科目の登録の上限)

第19条 法科大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別表第1に定める。

(進級制限)

第20条 第1年次又は第2年次の学生が当該年度において別に定める要件を満たさない場合には、第2年次又は第3年次への進級ができないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第21条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、専門職大学院規則の定めにかかわらず、30単位を超えない範囲で法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、この規定にかかわらず、7単位に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、法科大学院に入学した後の法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学、転入学等の場合を除き、法科大学院において修得した単位以外のものについては、専門職大学院規則の定めにかかわらず、前条第1項及び第2項の規定により法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(同条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

第7章 修了要件

(法科大学院の課程の修了要件)

第23条 法科大学院の課程の修了要件は、専門職大学院規則の定めに関わらず、法科大学院に3年以上在学し、95単位以上を修得し、かつ、GPAが別に定める基準を満たしていることとする。

2 前項に定めるGPAが基準を満たさない者は、別に定めるところに従い、成績が不良であった科目について再度の履修をすることができる。

(法科大学院における在学期間の短縮)

第24条 法科大学院は、第22条第1項の規定により法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第8章 入学、退学、転学、休学、留学及び除籍

(学期及び入学の時期)

第25条 学年は、前期・後期の2学期に分ける。学期の期間は甲南大学学則に従う。

2 入学の時期は、前期又は後期の初めとする。

3 前項に定める前期又は後期の入学の運用については、法科大学院教授会の定める内規による。

(入学の資格)

第26条 法科大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法科大学院の授業を履修するに相当と認められた者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(8) 大学院に飛び入学した者であって、本法科大学院において教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本法科大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(10) 入学時に大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

2 特別の入学試験を受験し、合格して入学する場合の資格は、前項各号のいずれかに該当するもののほか、別に定める。

第27条 入学を志願する者は、所定の入学願書及びその他の書類を所定の期間内に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第28条 入学を志願する者に対しては、選抜を行うものとし、選抜の方法は別に定める。

2 前項の選抜による合格者の決定は、法科大学院教授会及び専門職大学院委員会の審議を経て、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第29条 前条に定める選抜の結果合格し、所定の期日までに入学に必要な所定の入学手続を行った者に入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、法科大学院教授会及び専門職大学院委員会の審議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(1) 法科大学院を退学した者で再び法科大学院に再入学を希望する者

(2) 他の法科大学院に在学し、法科大学院に転入学を希望する者

2 前項により入学を許可する者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、法科大学院教授会において認定する。

(退学)

第31条 退学を願い出る者は、その理由を付して法科大学院長に届け出なければならない。

2 退学の許可は、前項の届出に基づき、法科大学院教授会の審議を経て、学長が行う。

(休学)

第32条 疾病その他特別の理由により修学することができない者は、法科大学院長を経て、学長の休学許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、法科大学院教授会の審議を経て、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第33条 休学期間は、継続して2年を超えることができない。

2 休学期間は、通算して法科大学院の標準修業年限を超えることができない。

(復学)

第34条 休学期間中にその理由が消滅し、復学を願い出る者は、法科大学院長を経て、学長の復学許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の法科大学院等に留学を希望する者は、法科大学院長を経て、学長の留学許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、法科大学院教授会及び専門職大学院委員会の審議を経て、学長が除籍する。

(1) 納付すべき授業料等を所定の期日までに納付しない者

(2) 法科大学院が規定する在学期間6年を超えた者

(3) 法科大学院が規定する休学期間を超えた者

(4) 死亡又は行方不明となった者

(復籍)

第37条 前条第1号により除籍された者が除籍の日から1年以内に復籍を願い出たときは、法科大学院長を経て、学長の復籍許可を受けなければならない。

第8章の2 賞罰

(表彰)

第37条の2 社会的に顕著な功績、事績がある等本学学生の模範となる行為をした者については、法科大学院長の提案により、法科大学院教授会及び専門職大学院委員会の審議を経て、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第37条の3 本法科大学院の学生については、別に定める規程によるほか、下記事由がある場合にも懲戒に付するものとする。

(1) 犯罪行為を行い、警察等に逮捕された場合、起訴若しくは起訴猶予となった場合、又は刑を科された場合

(2) 法科大学院で行う授業の際に求められる宣誓に反して守秘義務に違反した場合

第8章の3 科目等履修生

(科目等履修生)

第37条の4 甲南大学専門職大学院規則第27条の定めるところにより、法科大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、法科大学院教授会が選考の上、学長は、科目等履修生として許可し、単位を授与することができる。

- 2 科目等履修生規程については、別に定める。

第9章 法学既修者

(法学既修者)

第38条 法学既修者とは、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者をいう。

- 2 前項の法学既修者においては、第23条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学したものとみなし、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、この規定にかかわらず、7単位に限り30単位を超えてみなすことができる。
- 3 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第24条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 4 第2項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第2項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)は、第21条及び第22条の規定により履修したとみなす単位数と合わせて、30単位(第21条第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

第10章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、在籍料、復籍料、研修料、科目等履修生検定料及び科目等履修料

(入学検定料)

第39条 法科大学院に入学を志願する者(外国人留学生を含む。)は、別表第2に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第40条 法科大学院の入学選抜に合格した者(外国人留学生を含む。)は、別表第2に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料、施設設備費、在籍料、復籍料、研修料、科目等履修生検定料及び科目等履修料)

第41条 学生は、別表第2に定める授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

- 2 休学中の者は、別表第2に定める在籍料を納付しなければならない。
- 3 復籍を認められた者は、復籍料として、別表第2に定める入学金相当額を納付しなければならない。
- 4 法科大学院研修生は、別表第2に定める研修料を納付しなければならない。
- 5 科目等履修生検定料及び科目等履修料は、別表第2に定める。

(徴収方法)

第42条 入学検定料並びに入学金、授業料、施設設備費、在籍料、復籍料、研修料、科目等履修生検定料及び科目等履修料(以下「学費等」という。)の徴収方法については、別に定める。

(納付した学費等)

第43条 納付した学費等は、返還しない。

第11章 情報公開

(情報公開委員会)

第44条 法科大学院に関する情報公開を実施するため、情報公開委員会を設置する。

- 2 情報公開委員会は、法科大学院教授会において選出された若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選によって定める。
- 3 前項の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 4 情報公開委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 法科大学院が公開する情報に関する事項
 - (2) 情報開示申立に関する審議
 - (3) その他法科大学院の情報公開に必要な事項
- 5 委員長は、必要に応じて委員会の検討結果を法科大学院教授会に報告しなければならない。
(公開情報)

第45条 法科大学院の運営等に関する基本情報は、法科大学院のホームページ上で公開するものとする。

- 2 公開する内容については、毎年度初めに、情報公開委員会の提案に基づき、法科大学院教授会で決定する。

(開示手続)

第46条 法科大学院の運営に関する文書（法科大学院の教職員が職務上作成し、又は取得した文書・図画・電磁的記録であって、当該教職員が組織的に用いるものとして、法科大学院が保有しているもの）の開示に関する申立があった場合、委員長は、開示申立に係る文書内容及び開示申立の理由等を踏まえて、法科大学院の運営に与える支障の有無その他開示を相当としない事由の有無等を調査し、委員会の審議を経て、開示の当否について法科大学院長に答申する。法科大学院長は、法科大学院教授会の審議を経て、学長に報告し、学長が開示を行うものとする。入学試験の成績及び転学に関する成績の開示については、別に定める。

- 2 前項の場合、学生、教員、職員等の個人情報に関する事項、法科大学院の運営に支障を及ぼすおそれのある事項その他社会的にみて開示を相当としない事項については開示をしないものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

授 業 科 目		単位数	備 考	授 業 科 目	単位数	備 考		
法 律 基 本 科 目	公 法 系 科 目	憲法判例分析	1	13単位 必修	基 礎 法 学 ・ 隣 接 科 目	法と社会	2	4単位 以上 選択必修
		憲法Ⅰ	2			法と医学	2	
		憲法Ⅱ	1			刑事政策	2	
		行政争訟法	1			財務諸表論	2	
		行政法総論・国家補償法	2			ミクロ経済・ゲーム論	2	
		行政法演習	2			ビジネスロー英語	2	
		憲法演習	2			監査論	1	
		公法発展演習	2					
	民 事 系 科 目	民法(総則・物権)	4	34単位 必修	展 開 ・ 先 端 科 目	企業法務論	2	4単位 必修
		民法(債権総論・契約)	4			公共法務論	2	
		民法(不法行為)	1			著作権法	2	10単位 以上 選択必修
		民法(担保物権)	2			特許法	2	
		民法(家族法)	1			応用知的財産法	2	
		民法演習Ⅰ	2			知的財産法演習	2	
		民法演習Ⅱ	2			経済法概説	2	
		民事訴訟法Ⅰa	2			応用経済法Ⅰ	2	
		民事訴訟法Ⅰb	2			応用経済法Ⅱ	2	
		民事訴訟法Ⅱ	2			経済法演習	2	
		民事訴訟法演習	2			労働法総論・労働基準法	2	
		商法	4			労働契約法	2	
		商法演習Ⅰ	2			集团的労使関係法	2	
		商法演習Ⅱ	2			労働法演習	2	
	民法発展演習	2	倒産法	2				
	刑 事 系 科 目	刑法Ⅰ	2	12単位 必修	国際私法	2		
		刑法Ⅱ	2		環境法	2		
		刑法演習	2		国際人権法	2		
		刑事訴訟法	2		商取引法	2		
刑事訴訟法演習		2	消費者法		2			
刑事訴訟法発展演習		2	情報化社会と法		2			
刑事法発展演習		2	税法		2			
法 律 実 務 基 礎 科 目	民事実務の基礎	2	10単位 必修	コーポレート・ガバナンス	2			
	民事裁判実務	2		企業金融法	2			
	刑事実務の基礎	2		金融商品取引法	2			
	法曹倫理	2		経済刑法	2			
	法情報調査	1		民事執行・保全法	2			
	法文書作成	1		自治体法務	1			
	刑事模擬裁判	2		登記実務	1			
	エクスターンシップ	2		政策法務	1			
	ロイヤリングⅠ	1		実務労務管理	1			

「修了要件」

法科大学院の学生は、上記の表に定めるところに従って、必修科目、選択必修科目及び自由に選択する科目の単位数を含めて合計95単位以上修得し、かつGPAが別に定める基準を満たしていなければならない。なお、自由に選択する科目については、法律基本科目の単位をもってこれに充てることはできない。

「履修科目の登録の上限」

- 各学年の履修科目の登録の上限は、次のとおりとする。

1年次	36単位
2年次	36単位
3年次	44単位
- 修了できなかった次の年度 22単位
- ただし、後期転入学生及び後期に復学した者の履修科目の登録の上限は、各学年の上限の2分の1（小数点以下切り捨て）とする。

別表第2の(1)

(単位 円)

入学検定料	5,000
科目等履修生検定料	10,000

※入学検定料については、同一年度内に実施される法科大学院入学試験を全て受験することができるものとする。

別表第2の(2)

(単位 円)

入学金	150,000
-----	---------

本学卒業生については免除する。

別表第2の(3)

(単位 円)

授 業 料	1年次	550,000
	2年次	700,000
	3年次	700,000

別表第2の(4)

(単位 円)

施設設備費	200,000
-------	---------

在学期間中毎年徴収する。

別表第2の(5)

(単位 円)

在 籍 料	前 期	150,000
	後 期	150,000
	通 年	300,000

別表第2の(6)

(単位 円)

研修料	通年	32,400
科目等履修料	1単位	20,000

※研修料は、消費税(8%)の税額を含む。